

但東地域小中一貫校等開設準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 豊岡市立合橋小学校、資母小学校及び但東中学校（以下「統合校」という。）からなる施設一体型小中一貫校（以下「小中一貫校」という。）並びに豊岡市立合橋認定こども園及び資母認定こども園（以下「統合園」という。）の統合により設立される新たな認定こども園（以下「新園」という。）の開設を円滑に行うために必要な事項について協議し、調整するため、但東地域小中一貫校等開設準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議、調整を行い、教育長に報告する。

- (1) 小中一貫校の学校種別に関する事。
- (2) 小中一貫校及び新園の名称並びに小中一貫校の校歌、校章及び校旗に関する事。
- (3) 通学及び通園に関する事。
- (4) 小中一貫校及び新園の運営及び行事に関する事。
- (5) 小中一貫校のPTA及び新園保護者会の組織運営に関する事。
- (6) 小中一貫校開設に向けての交流事業及び記念行事に関する事。
- (7) 小中一貫校の学校指定用品に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、小中一貫校及び新園の開設に必要な事項

(委員)

第3条 委員会は次に掲げる委員で組織し、委員は教育長が委嘱する。

- (1) 但東地域の地域団体の代表者
- (2) 統合校PTAの代表者及び統合園保護者会の代表者
- (3) 統合校及び統合園の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

2 教育長は、委員会にオブザーバーを置き、必要に応じて意見、助言等を求めることができる。

3 委員の任期は、第2条に規定する協議事項が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第6条 委員会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(失効)

- 3 この要綱は、委員会が第2条に規定する協議事項を終了した日限り、その効力を失う。